

平成22年度

山陽小野田市財務書類
(総務省方式改訂モデル)

平成24年3月

山陽小野田市 総合政策部 財政課

普通会計（一般会計）財務書類

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産	83,152	(1) 地方債	25,077
(2) 無形固定資産	0	(2) 長期未払金	1,710
(3) 売却可能資産	130	(3) 退職手当引当金	5,244
		(4) その他	0
2. 投資等		2. 流動負債	
(1) 投資及び出資金	984	(1) 翌年度償還予定地方債	3,561
(2) 貸付金	702	(2) その他	1,372
(3) 基金等	2,254		
(4) その他	458		
		負債合計	36,964
3. 流動資産		純資産の部	
(1) 現金預金	1,615	純資産合計	52,500
(うち歳計現金)	357		
(2) 未収金等	169		
資産合計	89,464	負債及び純資産合計	89,464

行政コスト計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：百万円)

経常費用	21,965
1. 人にかかるコスト	
(1) 人件費	4,101
(2) 退職手当引当金繰入等	147
2. 物にかかるコスト	
(1) 物件費	2,663
(2) 維持補修費	134
(3) 減価償却費	2,751
3. 移転支出的なコスト	
(1) 社会保障給付	5,493
(2) 補助金等	2,199
(3) 他会計への支出	3,836
(4) その他	610
4. その他のコスト	
(1) 支払利息	461
(2) その他	-430
経常収益	1,010
使用料・手数料等	1,010
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	20,955

純資産変動計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：百万円)

期首純資産残高	53,193
純経常行政コスト	△ 20,955
財源調達	
一般財源	
地方税	10,631
地方交付税	4,644
その他	1,675
補助金等受入	5,845
その他	-2,533
期末純資産残高	52,500

資金収支計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：百万円)

1. 経常的収支	5,499
2. 公共資産整備収支	△ 960
3. 投資・財務的収支	△ 4,504
当年度歳計現金増減額	35
期首歳計現金残高	322
期末歳計現金残高	357
(基礎的財政収支)	
収入総額	27,340
地方債発行額	△ 2,987
支出総額	△ 27,305
地方債元利償還額	3,636
財政調整基金等増減額	635
基礎的財政収支	1,319

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計が一致しない箇所があります

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1. 公共資産		1. 固定負債	
(1) 有形固定資産	1,257	(1) 地方債	379
(2) 無形固定資産	0	(2) 長期未払金	26
(3) 売却可能資産	2	(3) 退職手当引当金	79
		(4) その他	0
2. 投資等		2. 流動負債	
(1) 投資及び出資金	15	(1) 翌年度償還予定地方債	54
(2) 貸付金	11	(2) その他	21
(3) 基金等	34		
(4) その他	7		
		負債合計	559
3. 流動資産		純資産の部	
(1) 現金預金	24		
(うち歳計現金)	5	純資産合計	794
(2) 未収金	3		
資産合計	1,353	負債及び純資産合計	1,353

行政コスト計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：千円)

経常費用		332
1. 人にかかるコスト		
(1) 人件費	62	
(2) 退職手当引当金繰入等	2	
2. 物にかかるコスト		
(1) 物件費	40	
(2) 維持補修費	2	
(3) 減価償却費	42	
3. 移転支出的なコスト		
(1) 社会保障給付	83	
(2) 補助金等	33	
(3) 他会計への支出	58	
(4) その他	9	
4. その他のコスト		
(1) 支払利息	7	
(2) その他	-7	
経常収益	15	
使用料・手数料等	15	
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)		317

純資産変動計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：千円)

期首純資産残高	801
純経常行政コスト	△ 317
財源調達	
一般財源	
地方税	161
地方交付税	70
その他	25
補助金等受入	88
その他	△ 38
期末純資産残高	790

資金収支計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：千円)

1. 経常的収支	83
2. 公共資産整備収支	△ 15
3. 投資・財務的収支	△ 68
当年度歳計現金増減額	1
期首歳計現金残高	5
期末歳計現金残高	5
(基礎的財政収支)	
収入総額	413
地方債発行額	△ 45
支出総額	△ 413
地方債元利償還額	55
財政調整基金等増減額	10
基礎的財政収支	20

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計が一致しない箇所があります

バランスシートの前年度比較

(単位:百万円)

【資産の部】	22年度	構成比	21年度	増減額	【負債の部】	22年度	構成比	21年度	増減額
1. 公共資産	83,282	93.1	85,791	△ 2,509	1. 固定負債	32,031	35.8	34,034	△ 2,003
(1)有形固定資産	83,152	92.9	85,660	△ 2,508	(1)地方債	25,077	28.0	25,735	△ 658
(2)売却可能資産	130	0.1	131	△ 1	(2)長期未払金	1,710	1.9	2,177	△ 467
					(3)退職手当引当金	5,244	5.9	6,122	△ 878
					(4)その他	0	0.0	0	0
2. 投資等	4,398	4.9	4,737	△ 339	2. 流動負債	4,933	5.5	4,444	489
(1)投資及び出資金	984	1.1	965	19	(1)翌年度償還予定地方債	3,561	4.0	3,095	466
(2)貸付金	702	0.8	728	△ 26	(2)短期借入金	0	0.0	0	0
(3)基金等	2,254	2.5	2,607	△ 353	(3)未払金	440	0.5	494	△ 54
(4)長期延滞債権	621	0.7	595	26	(4)翌年度支払予定退職手当	681	0.8	589	92
(5)回収不能見込額	△ 163	△ 0.2	△ 158	△ 5	(5)賞与引当金	251	0.3	266	△ 15
					負債合計	36,964	41.3	38,478	△ 1,514
3. 流動資産	1,784	2.0	1,143	641	純資産の部	22年度	構成比	20年度	増減額
(1)財政調整基金等	1,258	1.4	622	636	1. 公共資産等整備国県補助金等	14,974	16.7	15,079	△ 105
(2)歳計現金	357	0.4	322	35	2. 公共資産等整備一般財源等	66,443	74.3	66,290	153
(3)未収金	170	0.2	200	△ 30	3. その他一般財源等	△ 28,879	△ 32.3	△ 28,138	△ 741
(4)回収不能見込額	△ 1	0.0	△ 1	0	4. 資産評価差額	△ 38	△ 0.0	△ 38	0
					純資産合計	52,500	58.7	53,193	△ 693
資産合計	89,464	100.0	91,671	△ 2,207	負債・純資産合計	89,464	100.0	91,671	△ 2,207

※「総務省方式改定モデル」に基づき、作成したものである。

【市民1人当たりのバランスシート】

(単位:千円)

	22年度	21年度	増減額		22年度	21年度	増減額
資産合計	1,352	1,380	△ 28	負債合計	559	579	△ 20
				純資産合計	793	801	△ 8

※住民基本台帳人口(各年度末) 66,157人 66,777人

有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

目的別	22年度	構成比
生活インフラ・国土保全	43,156	51.9
教育	19,492	23.4
福祉	1,868	2.2
環境衛生	2,355	2.8
産業振興	10,872	13.1
消防	2,178	2.6
総務	3,231	3.9
合計	83,152	99.9

有形固定資産(土地を除く)の老朽化比率

(単位:百万円)

目的別	償却資産 取得価額	減価償却 累計額	減価償却 累計率
生活インフラ・国土保全	48,876	21,036	43.0
教育	27,995	11,945	42.7
福祉	3,613	2,280	63.1
環境衛生	7,922	6,029	76.1
産業振興	22,280	14,420	64.7
消防	3,535	2,240	63.4
総務	4,622	2,600	56.3
合計	118,843	60,550	50.9

行政コスト対公共資産比率

(単位:百万円)

目的別	行政コスト計算書 (経常行政コスト)		バランスシート (有形固定資産)		行政コスト対 公共資産比率
	22年度	構成比	22年度	構成比	
生活インフラ・国土保全	2,725	12.4	43,156	51.9	6.3
教育	2,139	9.7	19,492	23.4	11.0
福祉	9,090	41.4	1,868	2.2	486.6
環境衛生	2,193	10.0	2,355	2.8	93.1
産業振興	1,267	5.8	10,872	13.1	11.7
消防	1,003	4.6	2,178	2.6	46.1
総務・議会	3,516	16.0	3,231	3.9	108.8
支払利息	461	2.1	—	—	—
回収不能見込計上額	37	0.2	—	—	—
その他行政コスト	△ 467	△ 2.1	—	—	—
合計	21,965	100.1	83,152	99.9	26.4

【市民1人当たりの経常行政コスト】 332千円

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計が一致しない箇所があります

◎ バランスシートの分析

資産総額

平成22年度末の資産総額は約894億6,400万円で、前年度と比較して約22億600万円減少しています。減少の大きな原因は、有形固定資産の老朽化等によるものです。

負債

負債は約369億6,400万円で、前年度と比較して約15億1,600万円減少しています。これは、主に地方債を償還したこと、退職手当(引当金及び翌年度支払予定)の減によるものです。なお、資産に対する負債の比率は41.3%となっており、現在ある資産の約4割を翌年度以降に負担していくこととなります。

純資産

資産から負債を差し引いた純資産は約525億円で、前年度と比較して約6億9,300万円減少しています。これは、主に翌年度償還予定の地方債が増加したためで、ほとんどが公共資産等整備一般財源として拘束されています。

市民1人当たり

市民1人当たりの資産は約135万円で、前年度と比較して2万8,000円減少しています。これは、資産が減少したためです。

また、市民1人当たりの負債は、55万9,000円で、前年度と比較して約2万円減少しています。これは、負債総額が減少しているためです。

有形固定資産

有形固定資産の目的別の内訳では、道路、住宅、公園などの「生活インフラ・国土」と学校、体育施設などの「教育」で、全体の75.3%を占めています。

また、有形固定資産の減価償却累計率(取得価額に占める減価償却累計額の割合)は、有形固定資産の老朽化の目安となるもので、ゴミ焼却場などの「環境衛生」が76.1%、保育所などの「福祉」及び消防庁舎などの「消防」が60%を超えるなど、老朽化が進んでいることがわかります。

◎ 行政コストの分析

経常行政コスト

平成22年度の経常行政コストは約219億6,500万円で、市民1人当たりには換算すると33万2,000円となります。

また、目的別では、福祉にかかるコストが全体の41.4%を占めています。

行政コスト対公共資産比率

資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいは、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を知る上で参考となる指標であり、全体で26.4%となっています。福祉における比率が極めて高くなっているのは、子ども手当の支給、高齢者や障がい者への援護措置、生活保護などの給付サービスが中心で、有形固定資産に依らない行政サービスを行っていることによるものです。

新地方公会計制度に基づく財務4表

山陽小野田市が保有する資産（現金、土地、建物）・負債（地方債、債務負担）の状況はこれまでも予算、決算を通じて公表していますが、行財政運営の説明責任が求められている中、財務状況をよりの確に把握するとともに、市民に分かりやすく公表するため、普通会計及び関係団体を含む連結の財務4表を作成しました。

作成にあたっては、平成19年に総務省から公表された「総務省方式改定モデル」の基準を採用し、昭和44年度以降の「地方財政状況調査」に基づいて作成しています。

■新地方公会計制度の概要

平成18年に制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」を契機に、地方公共団体の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置づけられました。これにより、「新地方公会計制度研究会報告書」で示された「基準モデル」または「総務省方式改定モデル」のどちらかを採用した財務4表を平成21年度までに整備することとされました。

1. 制度整備の目的

- ①資産・債務管理
- ②費用管理
- ③財務情報の分かりやすい開示
- ④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け
- ⑤地方議会における予算・決算審議での利用

2. 総務省方式改定モデルと基準モデルの特徴

○総務省方式改定モデル

- ・売却可能資産については時価評価
- ・売却可能資産以外の資産については地方財政状況調査のデータを使用
- ・資産評価、台帳整備については段階的に整備する

○基準モデル

- ・すべての固定資産（普通財産及び行政財産）について台帳整備し時価評価
- ・歳入歳出データを発生主義に基づき仕訳

■財務4表の概要

I. 貸借対照表（バランスシート）

1 貸借対照表から何がわかるのか

（1）貸借対照表とは

貸借対照表とは、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれます。

（2）貸借対照表の構成要素（資産・負債・純資産）

貸借対照表は、資産、負債及び純資産から構成されています。

「資産」には、①自治体が住民サービスを提供するために使用すると見込まれるもの（使う資産）と、②将来、自治体に資金流入をもたらすもの（売れる資産、回収する資産）の2つがあります。例えば、①についてはインフラ資産や施設などの有形固定資産が含まれ、②に関しては税金の未収入金や売却可能資産などが含まれます。

「負債」とは、将来支払い義務の履行により自治体から資金流出をもたらすものです。負債に計上される主たる項目として地方債があります。地方債は、将来償還していく義務があるため負債へ計上されます。また、地方債は、公共資産など住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、住民サービスを受ける世代間の公平性の観点から発行されると言われています。このため、負債は「将来世代が負担する部分」という見方ができます。

「純資産」とは、資産と負債の差額です。純資産に計上される主たる項目として補助金や一般財源があります。上述地方債の場合と同様に住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、純資産は「現在までの世代が負担した部分」という見方ができます。

2 資産の内訳

「資産」は、大きく公共資産、投資等、流動資産に分類されます。

（1）公共資産

「公共資産」は、「有形固定資産」と「売却可能資産」から構成されており、資産の大部分を占めています。

「有形固定資産」とは、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、具体的には、土地、建物、機械装置などが該当します。ここに計上されている金額は、昭和44年度以降に取得したものの累計額から減価償却の累計額を差し引いた後の金額となっております。

また、「有形固定資産」は、行政目的別に区分されています。これは、自治体が提供する住民サービスの種類が多岐にわたっているため、こういった分野の資産を持っているかを把握することが有用と考えられるためです。

一方、「売却可能資産」とは、公共資産のうち、遊休資産や未利用資産など、現在行政目的のために使用されていない資産のうち売却方針の決定している資産を表しています。

（2）投資等

「投資等」には、公社や第三セクター等への出資金や貸付金、基金、回収期限が到来してから1年以上回収できていない債権（長期延滞債権）などの資産が計上されています。

① 投資及び出資金

「投資及び出資金」のうち主要なものは、公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出えん金です。これらは公営企業や地方三公社、第三セクター等を通じた行政サービスの提供に活用されているものです。

また、「投資損失引当金」とは、連結対象となる会計・団体・法人の財政状況が一定以上悪化した場合、その損失に備えて計上される科目であり、マイナス金額で計上されます。なお、「投資損失引当金」に金額が計上されている場合は、財政状況が悪化した公営企業会計や地方三公社、第三セクター等を抱えていることがわかります。

② 貸付金

「貸付金」には、福祉資金や住宅改良資金、災害援護資金、奨学金などの福祉的な目的の貸付金や、中小企業振興や地域振興など産業振興目的の貸付金などがあります。

なお、返済期限が到来しているにもかかわらず回収されていない貸付金は、「未収金」あるいは「長期延滞債権」として別に計上されるため、「貸付金」に計上されている金額は、返済期限未到来の債権の額ということになります。

③ 基金等

基金には、特定の目的のために資金を積み立てる（資金を使用する際は、積み立てた基金を取り崩して使用する）「特定目的基金」と、特定目的のために定額の資金を運用する（資金を使用する際は、基金の運用益を使用する）「定額運用基金」があります。貸借対照表では、「退職手当目的基金」と「その他特定目的基金」が特定目的基金に該当し、「その他定額運用基金」が定額運用基金に該当します。これらは将来の支出に対する財源の備えといえます。

④ 長期延滞債権

「長期延滞債権」とは、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、いまだ収入されていない債権を指します。なお、これらを減少させていく、あるいはできる限り発生させないようにする必要があります。「長期延滞債権」はできる限り少ない方がよいといえます。

⑤ 回収不能見込額

「貸付金」及び「長期延滞債権」のうち回収不能となることが見込まれる金額を「回収不能見込額」として表示しています。回収不能となる金額は、個別の債権ごとに、あるいは過去の回収不能実績をもとに一括して見積もります。

（3）流動資産

「流動資産」には、現金、必要に応じてすぐに使える基金、税金等の未収入金が計上されます。

① 現金預金

「現金預金」には、「財政調整基金」、「減債基金」、「歳計現金」があります。「財政調整基金」や「減債基金」は将来の収入源や不測の支出、地方債の償還に備えて積み立てている基金です。これらの残高が多ければ今後の財政運営に比較的余裕があるといえます。また、「歳計現金」はその年度の収入から支出を差し引いた残高です。

② 未収金

「未収金」は、その年度の歳入として調定したが、まだ収入がないものを「地方税」と地方税以外の「その他」に区分して表示しています。なお、納付（回収）期限から1年以上経過した債権は長期延滞債権に計上されることとなります。また、長期延滞債権と同様に回収不能見込額も計上されます。

3 負債の内訳

「負債」は、固定負債、流動負債に分類されます。

（1）固定負債

「固定負債」とは、貸借対照表日の翌日から1年以降に支払や返済が行われる予定のものをいいます。

① 地方債

「地方債」には、地方債のうち翌々年度以降に償還されるものが計上されます。したがって、地方債残高の総額は、固定負債の「地方債」と流動負債の「翌年度償還予定地方債」を合計したものであることに注意する必要があります。

② 長期未払金

「長期未払金」とは、既に物件の引渡しやサービスの提供を受けたものについてまだ支払っていない額、あるいは債務保証や損失補償の履行が決定した額などです。

③ 退職手当引当金

「退職手当引当金」は、職員が当該年度末時点で退職した場合に必要な退職手当額であり、将来職員が退職した時点で支払う必要がある金額です（実際に退職する時点ではさらに大きい金額となります）。したがって、退職手当引当金に見合う「退職手当目的基金」や「退職手当組合積立金」が計上されていない場合、その差額分の退職手当の支払いは将来の税金などにより賄われなければならないこととなります。

(2) 流動負債

「流動負債」とは、1年以内に支払や返済をしなければならないものをいいます。

① 翌年度償還予定地方債

地方債のうち翌年度償還予定額です。

② 短期借入金（翌年度繰上充用金）

収支不足が発生した場合は翌年度の予算から前借りすることになりますが、この前借り額（収支不足額）が「短期借入金（翌年度繰上充用金）」として計上されます。

③ 未払金

固定負債の長期未払金が翌々年度以降の支出予定額であるのに対し、翌年度支出予定額は「未払金」として計上されます。

④ 翌年度支払予定退職手当

「翌年度支払予定退職手当」とは、職員に支払う退職手当のうち翌年度支払予定額です。したがって、「翌年度支払予定退職手当」と固定負債の「退職手当引当金」とを合計した額が現時点で退職した場合に必要な退職手当の合計額となります。

⑤ 賞与引当金

「賞与引当金」とは、翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した部分です。

4 純資産の内訳

「純資産」は、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額に分類されます。

(1) 公共施設等整備国県補助金等

「公共施設等整備国県補助金等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・県から補助を受けた部分です。したがって、公共資産等整備国県補助金等の計上額が大きい場合は、国庫補助金等によって公共資産等を整備してきた部分が大きいことが大きいことがわかります。

(2) 公共資産等整備等一般財源等

「公共資産等整備等一般財源等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、上記の国県補助金等と（建設）地方債を除いた部分です。

(3) その他一般財源等

「その他一般財源等」とは、公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた額です。したがって、翌年度以降に自由にしようできる財源ということになります。

(4) 資産評価差額

「資産評価差額」とは、「売却可能資産」の取得価額と売却可能価額との差額や「投資及び出資金」のうち市場価格のある有価証券の取得価額と時価の差額などです。資産の再評価により増加あるいは減少した額が計上されます。

5 注記

貸借対照表には本表以外に注記情報も記載されています。記載情報から何が読み取れるか見ていきます。

① 他団体及び民間への支出金により形成された資産

地域住民のための資産整備は、自団体で行う資産整備以外に他団体及び民間への支出金により形成されますので、貸借対照表に計上された資産にこの注記金額を合算して見ることにより、全体でこれまでにどれだけ資産整備を行ってきたかがわかります。なお、貸借対照表に計上されている有形固定資産と同様、減価償却を行ったものとして金額を算定していますので、記載されている金額は減価償却累計額控除後の金額となります。

② 債務負担行為に関する情報

「債務負担行為に関する情報」には、貸借対照表の「長期未払金」「未払金」に計上されたもの以外に将来負担となる可能性があるものが計上されています。

③ 交付税措置地方債の金額

先に述べたように、地方債の中にはその償還財源として地方交付税収入が見込まれるものが存在しますので、その金額が注記されています。

④ 普通会計の将来負担に関する情報

自治体財政健全化法が公布され、地方公共団体の財政健全化の枠組みが大きく変わりましたが、健全化を判断する比率の一つである「将来負担比率」に関する情報が記載されています。普通会計の将来負担として見込まれる金額及び将来負担を軽減する財源として見込まれる金額がわかります。

⑤ 土地及び減価償却累計額

有形固定資産のうち土地の金額と減価償却累計額が注記されています。これにより土地以外の償却資産の金額もわかりますので、どの程度減価償却が進んでいるかを把握することができます。

II. 行政コスト計算書

1 行政コスト計算書から何がわかるのか

(1) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

(2) 行政コスト計算書の構成要素と性質別・目的別行政コスト

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差し引きしたものが、「純経常行政コスト」になります。また、行政コスト計算書は性質別と行政目的別（行政分野別）のマトリックス形式で表示されます。性質別の区分と目的別の区分とをマトリックス形式で表示することで、どのような性質の経費が用いられているかがわかるようになっています。

「経常行政コスト」（行政サービスに係る経費）は、性質別（性質別行政コスト）と行政目的別（目的別行政コスト）に分解して見る方法があります。

行政コスト計算書を縦方向に見る「性質別行政コスト計算書」で経常行政コストの内訳を見ると、人件費、物件費といった官庁会計でいうところの節で示される経費と退職手当引当金繰入等や減価償却費といった発生主義特有の勘定科目とで表されています。また、経常収益についても、使用料・手数料、分担金・寄附金といった節によって表されています。

このように「性質別行政コスト計算書」では、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するにあたって、人件費や物件費等、補助金といったどのような性質の経費が用いられたか、またこのような行政サービス提供の見返りとしての使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったのかを把握することができます。

一方、行政コスト計算書を横方向に見る「目的別行政コスト計算書」では、計上行政コストと経常収益が、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった行政目的別にそれぞれどの程度あったかを見ることができます。

2 経常行政コスト、経常収益と純経常行政コスト

資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために要した経費の金額を経常コストで表し、施設利用料など主に行政サービス提供の過程で得られた受益者負担を経常収益で表されています。行政サービスを提供する上で最も重要な財源である税金は経常収益に含めないため、経常行政コストと経常収益とを比べると一般的には大幅なコスト超過になります。

このように、経常行政コストと経常収益との差し引きで表される純経常行政コストは、民間企業の損益計算書で表される利益の概念とは異なり、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供する上で用いられた経費から受益者負担などの収益で賄われたものを差し引いた額で、地方税や地方交付税といった一般財源や資産の売却益などで賄わなければならないコストを表します。

3 行政コストの内訳とコスト構造

(1) 性質別行政コストの内訳とコスト構造

行政コスト計算書を性質別にその内訳を見ると人件費、物件費、補助金等となっています。このように経常行政コストを性質別に見た内訳のことをコスト構造といいます。同じ行政サービスを提供するにしても、職員自らがその活動を行えば人件費の金額と割合が大きくなります。一方で、外部の団体等に委託しその団体がサービスを提供すると、物件費の割合が高くなります。その他にも、自前の施設を用いて行政サービスを提供する自治体は減価償却費の割合が高くなり、施設を賃借し行政サービスを提供するかによってコスト構造は異なることとなります。

(2) 目的別行政コストの内訳とコスト構造

経常行政コストを目的別に見ていくことで、その自治体がどのような行政分野に力を入れているかを把握することができます。例えば、大都市周辺の自治体であれば、教育にかかる経常行政コストの割合が高くなる場合があります。これは大都市圏で働く保護者の児童のための教育サービスを充実させていることがその目的の一つとして考えられます。また海岸に面する自治体であれば、護岸整備などを行っている影響から、生活インフラ・国土保全の割合が高くなります。さらに立派な庁舎を所有する自治体では、目的別には総務、性質別には減価償却費の割合が高くなります。

コストの性質別分析でも説明したように、どのような手法で行政サービスを提供するかは、目的別に見たコスト構造にも影響を与えます。例えば、し尿処理を自前の施設を使用して行った場合、環境衛生の人件費、物件費及び減価償却費が大きくなります。一方、一部事務組合を設立し、その組合でし尿処理を行うとともに、自治体が組合に補助金等を支出している場合には、環境衛生の人件費や減価償却費は自前の場合より少なくなります。環境衛生の補助金等は自前の場合より大きくなります。

III 純資産変動計算書

1 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間どのように変動したかを表している計算書です。

純資産の部は、今までの世代が負担してきた部分ですので、1年間で今までの世代が負担してきた部分が増えたのかがわかることとなります。

(1) 純経常行政コストと財源

純経常行政コストの金額に対して一般財源及び経常的な補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかがわかります。

(2) 臨時損益

経常的なコストや財源のほかに、公共資産の除売却や第三セクター等に対する債権の放棄など、臨時的な要因によるコストや収入も発生します。

(3) 資本的な収入及び支出に伴う純資産内部の振替が発生します。

① 公共資産整備への財源投入、貸付金・出資金等への財源投入

これは、財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産や貸付金、出資金の財源として使用される(資本的支出)ことにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。

② 公共資産処分による財源増、貸付金・出資金等の回収等による財源増

これは、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の処分や貸付金・出資金等の回収により用途の自由な一般財源として回収された(資本的収入)ことを表しています。

③ 減価償却による財源増

これは、②と同様に、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の減価償却(価値減少)に伴い一般財源として回収されたことを表しています。

なお、減価償却費は行政コスト計算書に計上されているため、純経常行政コストに含まれています。したがって、その他一般財源等は結果的に増減せず、公共資産等整備国県補助金等及び公共資産等整備一般財源等のみが減少することになります。

④ 地方債償還に伴う財源振替

公共資産等整備の財源として発行された地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち地方債によって賄われていた部分が一般財源に置き換わることとなります。すなわち、公共資産等整備財源として発行した地方債を償還するという事は、公共資産等整備への財源投入と同じ性質を持つということです。したがって、公共資産等整備への財源投入と同様に、償還額をその他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替える必要があります。

(4) 資産評価に伴う増減

売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。また、価値のある資産を無償で受贈したことによる受贈益が発生する場合があります。これらは潜在的な一般財源を増減させますので、資産評価差額の増減として計上します。

IV 資金収支計算書

1 資金収支計算書から何がわかるのか

資産収支計算書は、歳計現金(=資金)の出入りの情報を性質の異なる3つの区分(活動)に分けて表示した財務書類です。3つの区分とは、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」です。

まず、経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と税収や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

次に公共資産整備収支の部では、公共資産の整備などによる支出とその財源である補助金・借金などによる収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う資金の用途とその財源の状況が表示されます。

最後に投資・財務的収支の部には、出資、貸付、基金の積み立て、借金の返済などによる支出とその財源である補助金、借金、貸付金元金の回収などの収入が計上されており、投資活動や借金の返済(財務活動)による資金の出入り状況が表示されます。

以上の3つの区分で表される資金収支計算書からは、自治体のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかがわかるとともに、歳計現金をどのような性質の活動で獲得し、また使用しているのかを読み取ることができます。

2 経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の関係

資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰(黒字)で公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足(赤字)を穴埋め(補てん)するという関係になります。

経常的収支の黒字よりも公共資産整備収支と投資・財務的収支の赤字合計が大きい場合は、期首にあった歳計現金が減少していることを表します。

なお、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の合計は、その年度の歳計現金の増減額と一致します。

3 経常的収支の部の内訳

支出には、人件費、物件費などの日常の行政サービスを行うに当たって必要な支出項目が並んでいます。また、歳入歳出決算では公債費に含まれている地方債の利息部分や他会計等に対する繰出金のうち事務費等の充当財源も経常的収支の部に計上されます。

一方、収入には、地方税、地方交付税などの日常の行政サービスのための支出を賄う収入（財源）が計上されています。また、地方債発行額が計上されていますが、これは、日常の行政サービスの財源として臨時財政対策債などのいわゆる赤字地方債を発行したことを表しています。

4 公共資産整備収支の部の内訳

支出には、自団体で社会資本を整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産を整備する公共資産整備補助金等支出、そして他会計への繰出金や補助費等のうち建設費に充てられるものが計上されています。

一方、収入には、公共資産整備支出の財源となった国県補助金等、地方債発行額、基金取崩額などが計上されています。

5 投資・財務的収支の部の内訳

支出には、借金の返済額、他会計の借金返済に充当するための繰出金や補助金、他団体等に対する出資、貸付金、基金への積立額が計上されています。

一方、収入には、支出の財源となった国県補助金等の他、貸付金の回収額や公共資産の売却収入が計上されています。

6 注記

(1) 一時借入金に関する情報

一時借入金の借入及び返済は決算上歳入歳出として扱われないため、資金収支計算書にも計上されません。しかしながら、夕張市の財政破綻でも問題になったように、資金繰りに関する情報としては非常に重要な情報です。したがって、資金収支計算書には一時借入金の増減が含まれていないということから、一時借入金の借入限度額、一時借入金利子の金額が注記されています。

(2) 基礎的財政収支に関する情報

地方債の発行・償還や財政調整基金・減債基金の積立・取崩しを除いた、基礎的な収支情報が注記されています。

(3) 歳計外現金

一時借入金以外にも、保証金や敷金、都道府県税の預かりなど、歳入歳出決算外で行われる資金取引があります。これらについて重要なものは注記されますので、資金収支計算書で見える資金移動以外にもこれらの資金を取り扱っていることがわかります。